

朗読関係団体への要望事項

著作権者や文藝家団体に対して、非営利・無償を前提とした朗読のネット配信（公衆送信）について、有償の許諾システムの整備、無償で朗読できる作品プールリストの作成、出版の際の条件付使用許諾の記載などにつき、働きかけをお願いいたします。

朗読関係団体としての独自の立場から（「web 上での作品そのものの閲覧」は必須ではない）、著作権法改正の議論を待つことなく、現行法の枠内でできる朗読環境向上策の実現に向け、働きかけをお願いいたします。

< 説明 >

『声に出して読みたい日本語』などの書籍や多彩な朗読 CD の発行などをきっかけにして、美しく深みのある日本語作品を朗読し、そして聴く楽しさに目覚める人々が増えています。また、インターネットによる音声ブログの出現などによって、誰でもが簡単に自分の声を発信できるようになりました。これまでの福祉関係のボランティアだけでなく、市井の一個人が自己表現のひとつとして、朗読に取り組み、ブログやホームページで発信できるようになっています。

個人の朗読ブログなどは、今から 1 年前（2006 年半ば）には、ごくわずかしかなかったのですが、わずか 1 年の間に、続々と立ち上がっています。これから 2 年、3 年のうちに、さらに大きく増えていくであろうことは、想像に難くありません。

こういった中、朗読愛好家の皆さんが、「日本語の宝石」であるさまざまな素晴らしい作品を、声に出して読み、発信できる環境をもっと整備していく必要があると思われます。問題の所在は、著作権者の方々や文藝家団体あての要望事項として書かせていただいたとおりです。それらの方々も、いずれ建設的な対応をしていただけるものと期待していますが、そこに至る道筋をつけ、それをたしかなものしていくために、やはりこれまで道を切り拓いてこられた朗読関係団体の皆様のお力をお借りしたいのです。

これまで、たとえば（社）日本フィランソロピー協会による『声の花束』などは、数多くの朗読ボランティアを育成・組織し、そのサイトで素晴らしい朗読を発信しておられます。こういう場を作ることによって、朗読をやってみ

たいというボランティアの皆さんの潜在的希望をどれだけ実現し、それを聴く人々に近代文学作品をいかに身近に感じさせるようにしたことでしょう。文藝文化の裾野を広げる上でなされておられるその貢献には、極めて大きなものがあります。

あるいは、瀬戸内寂聴先生が名誉会長である「NPO 日本朗読文化協会」は、銀座博品館での朗読公演で知られますが、非営利活動として、「全国朗読大会」（仮称「朗読甲子園」）の主催、全国の朗読家ネットワークづくり、朗読指導者の育成と朗読教室の開催、朗読ボランティア活動の全国的組織化などに取り組み、それらの活動と併せて、「音声(朗読)ライブラリーの創設」も事業活動の柱にすえておられます。

また、全国朗読ボランティア全国ネットワーク「お話 Pod」は、「ベストセラーから古典、詩歌、絵本まで、朗読を盛んにすることは、日本の文化を元気にすることだ。」との考えの下、朗読愛好家の皆さんに朗読発信の場を提供するポータルサイト的な役割を果たしておられます。そして、著作権者との間の使用許諾交渉の代行サービスを行うなど、著作権者と朗読愛好家との橋渡しの役割を担おうとされています。

もちろん、このような朗読愛好家の皆さんによる朗読のベースとなる著作権切れの作品群を収集し、ネットで公開している「青空文庫」の果たしておられる功績は言うまでもありません。

このような朗読関係団体のこれまでのご尽力により、世代を問わず、朗読文化は着実に根付いてきており、それによってこれまでにない文藝文化に親しむパターンが拓かれつつあるように感じます。

そこでお願いは、著作権者や文藝家団体に対して、非営利・無償を前提とした朗読のネット配信（公衆送信）についての包括的な許諾交渉を行っていただけないか、ということなのです。

朗読愛好家の皆さんは、青空文庫などに収録された著作権が切れた作品群の中から選んで朗読し発信するのが一般的姿だろうと推測されます。お話 Pod がやっておられる仲介サービスは、個別に申し出を受けてそれを著作権者側につなぐというもののようですが、朗読関係団体にとっての目標と思われる近代作品、古典作品にとどまらず現代作品をも包含した「朗読ライブラリー」を構築していくためには、やはり、朗読愛好家の方々が、自由に、あるいは低廉な使用料で朗読ができる作品プールを作っていく必要があります。

そのためには、著作権者側、文藝家団体側の理解と協力が必須です。これまでは、一般個人による非営利の朗読のネット配信という方法は想定できなかったがために、それに応じた著作権許諾システムが整備されていないのが現状で

す。日本ペンクラブのように、インターネット時代における公共文化資産としての作品群の提供という新たな試みとして、web 上でのそれらの提供を行う『電子文藝館』を立ち上げ、すでに 5 年以上が経過していますが、その作品群の非営利による朗読発信という形までは、考えが至ってないように感じます。しかし、その趣旨は、「公共の文化資産」として提供するということから、印刷・出版や演劇の興行のような営利・有償事業における利用は別として、非営利・無償による朗読（音訳）への開放は、拒む理由は考えにくいところです。片や活字媒体、片や音声媒体で、車の両輪、二人三脚で作品をネット視聴することができるような環境になれば、日本の文藝文化はどんなにか多彩で、身近なものになることでしょう。

また、電子文藝館や青空文庫のような、web 上での活字媒体での提供まではできないものの、朗読という形での音声媒体での全部又は一部の使用であれば許諾可能という作品もいろいろあるのではないかと思います。そのような作品群をリスト化して、朗読愛好家の皆さんに提供していくことができれば、朗読対象の大幅拡大、朗読のネット配信による作品や作家への関心の喚起、作品を収録した書籍の販売増という形で、誰もがメリットを受けるようなサイクルが形成されていくものと思われま

具体的には、すでに、著作権者の方々、文藝家団体あての要望で述べたとおり、非営利・無償の朗読のネット配信について、

- ・ 簡易な許諾手続きの整備（文藝家協会）
- ・ 無償で朗読・発信ができる作品プールの構築（文藝家協会、ペンクラブ）
- ・ 著作の出版に際してのクリエイティブコモンズのような条件付使用許諾の奥付での記載（著作権者）
- ・ 朗読への開放可能な作品についての、著作権者ホームページ等における包括的に許諾する旨の表示（著作権者）

などの環境整備に対して、理解と協力を得るべく、著作権者の方々、文藝家団体に対する働きかけをお願いできないものでしょうか。

朗読愛好家の一個人が要望するよりは、実績を積み重ねておられる朗読関係団体から要望していただくほうが、はるかに重みも効果もあると思います。

現在、著作権の保護期間を「死後 70 年」への延長を行うことの是非について、文化審議会をはじめさまざまな場で議論が行われています。著作者の創作意欲の向上と、作品の流通・二次利用拡大による文化振興というそれぞれの立場からの主張があるわけですが、懸念されるのは、すべての著作物を一括した形での議論となっているため、想定される事態にはさまざまなものが多数あり、

容易に折り合いがつかないのではないかという点です。音楽と小説（活字媒体）とでは当然使われ方が異なります。活字媒体の利用といっても、出版という形態と、web 上での閲覧という形態とではインパクトが異なります。また、二次利用といっても、翻案・脚色、演劇化・ドラマ化などの利用形態と、朗読（音訳）という形での利用形態とでは、意味合いが相当異なります。通常、前者の場合は営利又は有償の利用となるのが一般的ですが、後者は、（朗読 CD やオーディオブックの販売や有償朗読会は別として）非営利・無償での利用のニーズが大部分を占めるものと考えられます。

そのような具体的利用形態が異なるものをすべて一括して、解を求めようとすると、その調整は、複雑に絡み合った系をほぐすようなもので、相当の時間が必要となることでしょう。著作物の流通をしやすくするための方策としてしばしば提唱される「一括の許諾システム」や「報酬請求権化」（許諾を得なくても使用料を払えば利用できるというもの）にしても、すべての著作物共通のものとして制度設計をしようとする、そう簡単ではないことは、構想としては今までもいわれながら、これまで具体化に至らなかったことから想像できます。

そういった中で、「文藝作品の朗読」という形の著作物の利用については、使用許諾のハードルは、もっとも低いもののひとつでないかと思われます。翻案、脚色、演劇化・ドラマ化となると、著作者のイメージと大きく異なるような、同一性保持の観点から問題となりうるような利用をされる不安は払拭できないでしょう。web 上で閲覧できるようにする利用であれば、出版という形での利用と競合しますから、なかなか簡単には踏み切れないという面もあると思われます。その点、朗読の場合は、出版や web 上の閲覧などの活字媒体と競合するというよりは、相互補完、相乗効果が期待できて、著作権者にとっても、作品の広報宣伝効果が期待できるところです。

そのように比較的ハードルの低い非営利・無償による朗読のネット配信に対する許諾の仕組みについて、働きかけをし実現することができれば、著作権法改正にをめぐる議論にも一石を投じることができると思います。「報酬請求権化」「一括許諾システム」といった総論的議論の決着を待つのではなく、現行の著作権法の枠内でできることを着実に実現していきたいところです。

同じ非営利・無償の著作権の部分的利用として、片や青空文庫が、「web の活字の閲覧」をまずは追求するのに対して（もちろん最終的にはあらゆる形態での自由利用が目標でしょうが）、片や朗読関係団体は、「音声媒体による web を通じた伝達」を追求していくということかと思えます。相互に重なる部分は

ありますが、同じではありません。朗読愛好者にとっては、web 上の閲覧は必ずしも必要はありません。市販されている本を朗読して、皆に聴いてもらいたいというのが願いなのです。

そういう意味で、朗読関係団体は、青空文庫とはまた違った独自の訴えかけの余地があり、期待もあるのではないかと考える次第です。

実績を積み重ねておられる朗読関係団体から、非営利・無償による朗読のネット配信について、著作権者側のメリットも含めその意義を訴えていただき、有償の許諾システムの整備、無償で朗読できる作品プールリストの作成、条件付使用許諾の記載など、朗読を通じた文藝振興に向け、格段のご理解とご協力をどうかお願いいたします。

なお、まことに厚かましいお願いとは重々承知の上ですが、NPO 日本朗読文化協会におかれましては、名誉会長の瀬戸内寂聴先生に、上記についてご協力をいただけないか、ご相談をお願いできないものでしょうか。

先般、朗読愛好者向けに『声にして楽しむ源氏物語』という、瀬戸内先生の訳による本が出版されました。朗読に当たっての留意点も詳しく書かれており、これからもこういった朗読愛好家向けの作品テキストが出版されることを期待しております。

その場合、もし、クリエイティブコモンズによる、非営利・無償による朗読のネット配信に対して許諾する旨の条件付の著作権の記載があれば、どんなにか、朗読愛好家の皆さんが喜ぶことでしょうか。著作権の世界で、それは小さいながらも歴史的一歩となることでしょう。

また、瀬戸内先生には、作品の朗読 CD が多数市販されていることはもちろん承知しておりますが、多数ある著作の中から、朗読のネット配信向けに開放してもいいという作品を、二つでも三つでも結構ですから、ホームページや文藝家協会を通じてお示しいただけないものでしょうか。きっと多数の朗読愛好家の方々が、それらの作品の素晴らしい朗読を世界中に発信することでしょう。

そして、瀬戸内先生がそのような試みをされれば、きっと他の作家の皆様のご理解も進み、動きが波及していくものと確信する次第です。